		15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	BP	E＝5.4S－32
				付加機能を1つ有するもの	BQ	E＝5.4S－17
				付加機能を2つ有するもの	BR	E＝5.4S－3
			DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	BS	E＝5.4S－22
				HDDを有するもの	BT	E＝5.4S－8
16：9	垂直方向の画素数が650未満			アナログ放送のみ受信可能で下記以外のもの	BU	E＝8.1S－86
				付加機能を1つ有するもの	BV	E＝8.1S－72
				付加機能を2つ有するもの	BW	E＝8.1S－58
				デジタル放送受信可能で下記以外のもの	BX	E＝7.5S－45
				付加機能を1つ有するもの	BY	E＝7.5S－31
				付加機能を2つ有するもの	BZ	E＝7.5S－17
				付加機能を3つ有するもの	BAA	E＝7.5S－3
	垂直方向の画素数が650以上1080未満			アナログ放送のみ受信可能で下記以外のもの	BBB	E＝8.1S－66
				付加機能を1つ有するもの	BCC	E＝8.1S－52
				付加機能を2つ有するもの	BDD	E＝8.1S－38
				デジタル放送受信可能で下記以外のもの	BEE	E＝7.5S－40
				付加機能を1つ有するもの	BFF	E＝7.5S－25
				付加機能を2つ有するもの	BGG	E＝7.5S－11
				付加機能を3つ有するもの	BHH	E＝7.5S＋3
	垂直方向の画素数が1080以上			下記以外のもの	BII	E＝8.9S－55
				付加機能を1つ有するもの	BJJ	E＝8.9S－41
				付加機能を2つ有するもの	BKK	E＝8.9S－26
				付加機能を3つ有するもの	BLL	E＝8.9S－12

備考1　「HDD」とは、磁気ディスク装置をいう。以下同じ。

2　「受信機型サイズ」とは、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3　「付加機能」とは、DVD（録画機能を有するものに限る。）、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

4　E及びSは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位　キロワット時毎年）

S：受信機型サイズ

⑶　テレビジョン受信機であって、プラズマディスプレイパネルを有するもの（以下「プラズマテレビ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成20年4月1日に始まり平成21年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成23年4月1日に始まり平成24年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するプラズマテレビについて、2－1に定める方法により算定したエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分名に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区分			基準エネルギー消費効率の算定式
受信機型サイズ	付加機能	区分名	
43V型未満	下記以外のもの	CA	E＝7.9S＋30
	付加機能を1つ有するもの	CB	E＝7.9S＋44
	付加機能を2つ有するもの	CC	E＝7.9S＋58
	付加機能を3つ有するもの	CD	E＝7.9S＋73
43V型以上	下記以外のもの	CE	E＝15.9S－314
	付加機能を1つ有するもの	CF	E＝15.9S－300
	付加機能を2つ有するもの	CG	E＝15.9S－286
	付加機能を3つ有するもの	CH	E＝15.9S－272

備考1　「受信機型サイズ」とは、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

2　「付加機能」とは、DVD（録画機能を有するものに限る。）、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

3　E及びSは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位　キロワット時毎年）

S：受信機型サイズ